

新五流総フォローアップ委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「新五流総フォローアップ委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、岐阜県新五流域総合治水対策プランに位置づけられ、各機関において実施・検討しているハード・ソフト対策が、円滑かつ効果的に実施できるよう提案助言することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表1のとおりとする。

- 2 委員会には、委員長、副委員長をおき、委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員会は、必要な課題に対応するため、別表3の専門部会を置く。

(運営)

第4条 委員会及び専門部会は、必要に応じ県が召集する。

- 2 委員会については原則として公開とし、委員会の議事要旨を会議終了後、公表する。
- 3 県は、委員会に対して必要があると認めるときは、別表2のオブザーバーの出席を求めることが出来る。
- 4 委員会規約の改正は出席委員の過半数の賛成で改正する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、岐阜県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものの外、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規約は、平成18年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年9月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月26日から施行する。